

最終処分場跡地利用に関する実態調査結果について

(財) 廃棄物研究財団 (公) 杉山 吉男、(公) 清野 昭則、(正) 〇衛藤 学  
八千代エンジニアリング(株) (賛) 宇佐見 貞彦、(賛) 大渡 俊典

1. 研究の背景

平成 16 年の廃棄物処理法改正において、廃棄物が地中にある土地で形質変更等が行われることにより生活環境保全上の支障が生じるおそれがある区域を都道府県知事等が指定し、その区域内において土地の形質変更を行う場合には、施行方法の基準に従い実施すること及び知事等へ事前に届け出ることが義務付けられたところである。

(財) 廃棄物研究財団では「廃棄物最終処分場跡地形質変更に係る基準検討調査」を環境省より受託し、上記施行方法の基準を策定するため、学識経験者及び行政等の専門家で構成する委員会及び作業部会を設置して検討を進めてきた。

ここでは、上記調査の基礎資料として活用することを目的に実施した、閉鎖又は廃止された一般廃棄物及び産業廃棄物処分場における跡地利用の実態についての各都道府県に対するアンケート調査結果を報告する。

2. 最終処分場跡地利用に関する実態調査

全都道府県の閉鎖又は廃止された最終処分場における跡地利用の実態を調査するため、各都道府県の一般廃棄物最終処分場担当課及び産業廃棄物最終処分場担当課に調査票を送付し、43件の回答を得た。

2.1 跡地利用に関する行政指導の状況

閉鎖又は廃止された廃棄物最終処分場跡地を利用するにあたって、都道府県担当課に対し、土地形質等の変更の制限や環境保全対策の実施等、行政としてどのような指導を行っているかについて調査した。回答を得た43件の半数以上が特に指導を行っていない状況にある。条例・指導要綱・通知文書等を作成して指導にあたっているのは7件であった。なお、市町村レベルで独自に要綱等を作成して指導を行っている自治体も数例みられた(表1)。

表1 行政指導の状況

指 導 内 容	件数
条例により指導している	2
指導要綱により指導している	2
通知文書等により行政指導している	3
その他(口頭指導、協議があった場合の指導等)	10
特に指導していない	26
合計	43

2.2 処分場の分類と埋立物の内容

以下の項目について、回答があった閉鎖又は廃止された最終処分場を「昭和46年以前に設置された処分場」、「一般廃棄物最終処分場」、「産業廃棄物最終処分場(安定型)」、「産業廃棄物最終処分場(管理型)」の4つに分類して整理した。有効回答数はそれぞれ578件、1749件、879件、387件であった。

各処分場における埋立物の種類についてまとめたものを図1に示す。いずれも不燃物もしくは可燃物と不燃物の混合物を埋め立てている処分場が主である。昭和46年以前に設置された処分場では、混合物が埋め立てられている割合が高い。

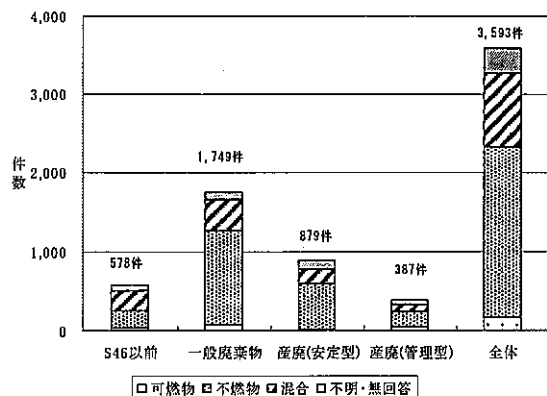


図1 埋立物の内容

[連絡先] 〒130-0026 東京都墨田区両国 3-25-5 両国第一生命ビル8階 (財) 廃棄物研究財団 東京研究所  
衛藤 学 TEL (03) 5638-7163 FAX (03) 5638-7164 E-mail: etou@jwrf.or.jp  
[キーワード] 跡地利用、モニタリング、環境保全対策、最終処分場、施行ガイドライン

## 2. 3 跡地利用の実態

### 2. 3. 1 跡地利用に伴う土地形質の改変

閉鎖又は廃止された最終処分場跡地は、設置時期や閉鎖又は廃止時期にかかわらずそのほとんどが土地の形質の変更を伴わない状態で利用されている(図2)。その主な理由として、掘削等の工事の際に発生する廃棄物等の除去・処分に費用を要すること、掘削等による悪臭の発生などの廃棄物に係る生活環境保全上の支障が生ずる恐れがあること等が考えられる。

### 2. 3. 2 主な利用用途

閉鎖又は廃止された最終処分場跡地の用途としては、いずれの種類最終処分場においても未利用となっている割合が高い。利用されている跡地の用途としては、農地、公園・緑地、グラウンドなどの平面的な利用が多く、2. 3. 1と同様に土地の形質の変更を伴わないものである(図3)。

### 2. 3. 3 地下埋設物

平面的利用が多いことを反映し、跡地利用全体数に対して地下埋設物を設置している処分場は少ない。特に産業廃棄物最終処分場は安定型・管理型ともに極端に少なく、十数件の事例のみである。全体的に見ても地下埋設物の設置割合は15%弱にとどまっている。一方で昭和46年以前に設置した処分場では半数程度と比較的高かった。(図4)。

### 2. 3. 4 地上建築物

建築物についても地下埋設物と同様、産業廃棄物最終処分場における設置率は非常に低い。また、4つに分類した各処分場とも、杭を有しない1~2階程度の低層建築物の設置率が高い。昭和46年以降に設置された一般廃棄物最終処分場の跡地では、ごみ処理施設として利用されることが多いのも特徴のひとつとして挙げられる(図5)。

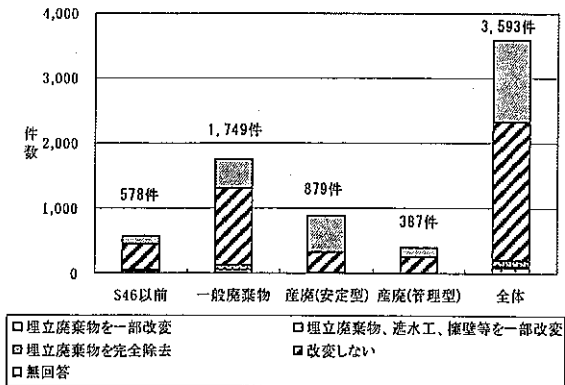


図2 跡地利用に伴う形質変更の状況

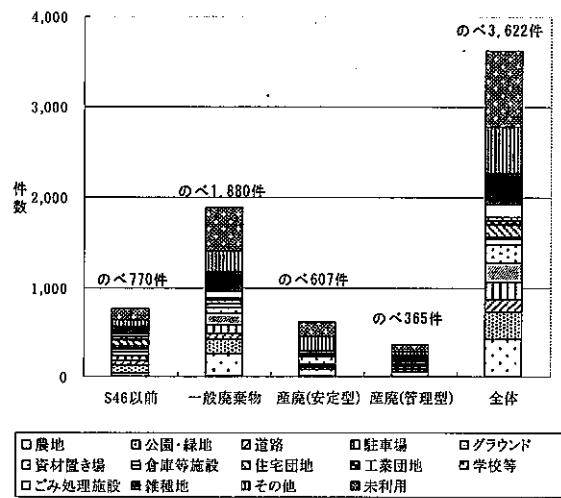


図3 跡地利用用途

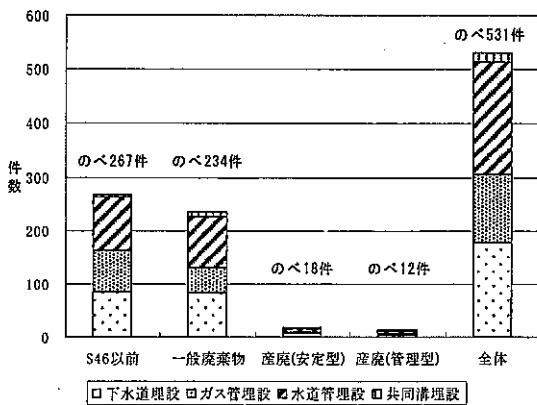


図4 地下埋設物設置状況

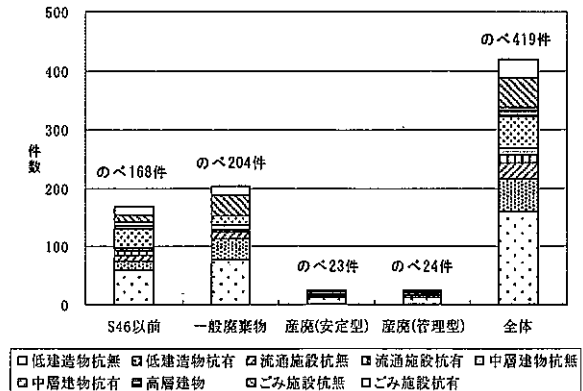


図5 地上建築物設置状況

### 3. 土地の形質変更に係る施行方法についての体系

上記調査結果等を基礎資料として、廃棄物が地下にある土地の形質の変更に関して、指定区域の指定範囲と指定方法、届出事項、届出が不要な場合の考え方、施行基準等の具体的な内容を委員会・作業部会において検討するとともに、都道府県知事等や事業者が法を適正に運用することが可能となるようなガイドライン内容について検討した。

この「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」では、通常の管理行為や軽易な行為等を除き、土地の形質の変更によって生ずる生活環境保全上の支障の程度を把握するため、廃棄物の種類、施設の構造、施設の位置や構造等を把握できる資料、水質・ガス等の測定結果等の事前情報の収集や、必要に応じた現地調査を行うこととしている。また、生活環境保全上の支障の程度に応じて適切な環境保全対策やモニタリング計画等を策定する必要があることとした。さらに、土地の形質の変更の工事においては、事前の予測と異なった、又は事前に予測困難であった事態にあっても、生活環境保全上の支障が生ずることを最小限に留めるため、工事着工前、工事中及び工事完了後においてモニタリングを行うこととしている（図6）。

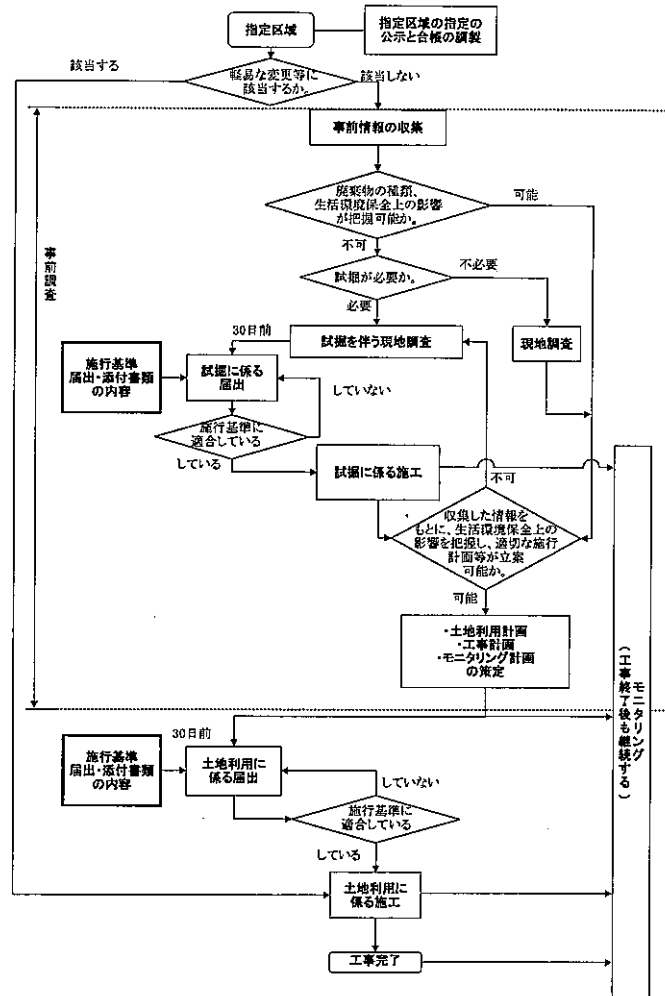


図6 土地の形質の変更に係る施行方法についての体系

### 4. まとめ

都道府県アンケート結果から、最終処分場の跡地利用では農地、公園・緑地などの平面利用が多く、地下埋設物の設置や杭の設置を伴う建築物の建設など、生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある行為を伴うものは控えられている傾向が見受けられた。一方で、地下埋設物や杭の設置などを伴う工事が行われた最終処分場跡地では、適切な環境保全対策を実施していない場合には、生活環境保全上の支障を生じている可能性がある。

「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」では、こうした背景を踏まえ、最終処分場跡地を利用するに当たって都道府県知事への届出、具体的な施工の方法、環境保全対策とモニタリング方法などの必要な施行方法を示している。この施行方法に基づいた跡地利用により、生活環境の保全を図るものとしている。

今後は、様々な技術の進展や知見の集積状況に鑑み、本制度の実際の運用状況を見極めながら適宜ガイドライン内容の見直しを行う必要があると考えられる。

最後に、本調査業務の実施に当たっては「最終処分場跡地形質変更に係る基準検討委員会」及び「同作業部会」の各先生方より貴重なご意見及びご指導を賜った。ここに明記し、感謝の意を表します。